法律

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年五月十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

法律第三十号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「義務」を「義務等」に、「第三十三条」を「第三十三条の二」に、「第四十一条の三十八」を「第四十一条の四十」に改める。

第一条中「及び放射性同位元素」の下に「又は放射線発生装置から発生した放射線」を、「汚染された物」の下に「（以下「放射性汚染物」という。）」を加える。

第三条第二項第七号中「放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射性汚染物」に改める。

第三条の三第一項中「第二十四条及び第三十二条において」を「以下」に改める。

第四条の二第一項並びに第二項第四号、第五号及び第七号中「放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射性汚染物」に改める。

第六条第四号中「放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置」を「放射線発生装置又は放射性汚染物」に改める。

第七条第四号及び第九条第三項第六号中「放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射性汚染物」に改める。

第三章の章名中「義務」を「義務等」に改める。

第十二条の十第一号中「による汚染」を「又は放射線発生装置から発生した放射線による汚染（以下「放射性同位元素等による汚染」という。）」に改める。

第十六条第一項中「（第三十条第六号から第八号までのいずれかに該当する者（以下「許可取消等使用者」という。）を含む。次項、次条から第十九条の二まで及び第三十条の二において同じ。）」を削り、「放射性同位元素等による汚染」を「放射性汚染物」に改め、同条第二項及び第三項中「放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射性汚染物」に改める。

第十七条並びに第十八条第一項、第二項、第四項、第五項、第七項及び第八項中「放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射性汚染物」に改める。

第十九条第一項から第三項までの規定中「放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射性汚染物」に改め、同条第四項中「放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射性汚染物」に改め、「（許可取消等使用者を除く。）」及び「（許可取消等廃棄業者を除く。）」を削り、同条第五項中「（許可取消等使用者を除く。）」及び「（許可取消等廃棄業者を除く。）」を削る。

第十九条の二第一項中「放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射性汚染物」に改める。

第二十条第一項及び第二項中「放射性同位元素」を「放射性同位元素等」に改める。

第二十一条第一項、第二十五条第一項第三号及び第三項並びに第二十六条第一項中「放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射性汚染物」に改める。

第二十六条の二第一項中「及び放射性同位元素によつて汚染された物」を削り、「又は当該許可に係る」を「又は」に改め、「放射線発生装置」の下に「及び放射性汚染物」を加え、同条第二項中「放射性同位元素によつて汚染された物若しくは放射線発生装置」を「若しくは放射線発生装置及び放射性汚染物」に、「放射性同位元素によつて汚染された物並びに」を「放射性汚染物並びに」に改め、同条第四項中「放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射性汚染物」に改める。

第二十七条第三項中「解散した」を「解散し、若しくは分割をした」に、「破算管財人若しくは「破産管財人」に改め、「設立された法人」の下に「若しくは分割により放射性同位元素、放射線発生装置、放射性汚染物、使用施設等若しくは廃棄物詰替施設等を承継した法人」を加える。

第二十八条の見出し中「措置」を「措置等」に改め、同条第一項中「第三項」の下に「（第七項の規定により適用する場合を含む。）」を、「ならない者」の下に「（以下「許可取消使用者等」という。）」を加え、「その所有する」を削り、「を許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者に譲り渡し、放射性同位元素による汚染を除去し、又は放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物を廃棄する等の」を「の譲渡し、放射性同位元素等による汚染の除去、放射性汚染物の廃棄その他の文部科学省令で定める」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　許可取消使用者等は、前項の措置を講じようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、あらかじめ、当該措置に関する計画（以下「廃止措置計画」という。）を定め、文部科学大臣に届け出なければならない。

第二十八条第三項中「第一項に規定する者」及び「同項に規定する者」を「許可取消使用者等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3　許可取消使用者等は、前項の規定により届け出た廃止措置計画を変更しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。ただし、文部科学省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

4　許可取消使用者等は、第二項の規定により届け出た廃止措置計画（前項の規定による変更の届出又は同項ただし書に規定する軽微な変更をしたときは、その変更後のもの）に従つて第一項の措置を講じなければならない。

5　許可取消使用者等は、廃止措置計画に記載した措置が終了したときは、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨及びその講じた措置の内容を文部科学大臣に報告しなければならない。

第二十八条に次の二項を加える。

7　許可取消使用者等であつて、従前の許可届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者に係るものは、第一項の規定により講ずべき措置が完了するまでの間は、政令で定めるところにより、それぞれ許可届出使用者、表示付認証機器使用者若しくは表示付認証機器届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者とみなして、第十六条から第十九条の二まで、第二十四条、第二十五条の二第一項から第三項まで、前条第三項、次条第八号、第三十条第九号及び第十号、第三十条の二、第三十二条から第三十三条の二まで、第四十二条、第四十三条の二並びに別表第六から別表第八までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第十六条第三項中「許可届出使用者」とあるのは「許可届出使用者（第二十八条第七項の規定により許可届出使用者とみなされる者を除く。）」と、第十九条第四項及び第五項中「許可廃棄業者に」とあるのは「許可廃棄業者（第二十八条第七項の規定により許可届出使用者又は許可廃棄業者とみなされる者を除く。）に」と、第二十五条の二第一項中「第十五条から第十七条まで及び第二十条から第二十三条まで」とあるのは「第十六条及び第十七条」と、「使用、保管」とあるのは「保管」と、前条第三項中「分割をした場合において、第二十六条の二第一項、第二項若しくは第四項から第七項まで又は第二十六条の三第一項の規定による承継がなかつたときは」とあるのは「分割をしたときは」と、次条第八号中「許可廃棄業者に」とあるのは「許可廃棄業者（第二十八条第七項の規定により許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者とみなされる者を除く。）に」と、第三十条第十号中「運搬のために所持する場合」とあるのは「運搬のために所持する場合及び第二十四条又は第三十三条第一項若しくは第四項の措置を講ずるために所持する場合」とする。